平成２１年（再イ）第７号
長野県中野市大字金井104番地４
再生債務者　徳永　和彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月22日
長野地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再イ）第８号
長野県千曲市大字磯部151番地７
再生債務者　水出　裕二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月22日　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（再イ）第１２号
長野県上田市下之条1506番地35
再生債務者　田中　秀人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月22日　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（再イ）第２５号
愛知県額田郡幸田町大字上六栗字金ヶ崎105番地２
再生債務者　斉藤　良則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月22日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２１年（再イ）第２号
広島県呉市和庄登町５番18―305号
再生債務者　中村　忠義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月22日　広島地方裁判所呉支部

平成２１年（再イ）第９号
山口県防府市大字田島1231番地の３　サンガーネットⅠ番館102号
再生債務者　若狭　良成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月22日　山口地方裁判所

平成２１年（再イ）第７号
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代7678番地
再生債務者　川邊　人美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月22日　宮崎地方裁判所延岡支部

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、東京国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成21年８月４日

独立行政法人国立文化財機構
東京国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備考
東京國博第41―17号	昭和41年２月17日	松平　康	平成21年３月６日	
東京國博第41―20号	昭和41年２月17日	松平　康	平成21年３月６日	

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1．懲戒の処分をした弁護士会　大阪弁護士会
2．懲戒を受けた弁護士
氏　　名　川窪　仁帥
登録番号　14130
事務所　大阪府大阪市北区西天満４―10―19第１住建西天満ビル３階
春木・川窪法律事務所
3．懲戒の処分の内容　業務停止３月
4．懲戒の処分が効力を生じた年月日
平成21年６月29日

平成21年７月16日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1．懲戒の処分をした弁護士会　東京弁護士会
2．懲戒を受けた弁護士
氏　　名　笠井　浩二
登録番号　17636
事務所　東京都港区西新橋１―21―８
弁護士ビル503
笠井・角田法律事務所
3．懲戒の処分の内容　業務停止２年
4．懲戒の処分が効力を生じた年月日
平成21年７月８日

平成21年７月16日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1．懲戒の処分をした弁護士会　東京弁護士会
2．懲戒を受けた弁護士
氏　　名　鈴木　和雄
登録番号　19076
事務所　東京都港区新橋２―16―１―1103
ニュー新橋ビル11階３
鈴木法律事務所
3．懲戒の処分の内容　業務停止４月
4．懲戒の処分が効力を生じた年月日
平成21年７月８日

平成21年７月16日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1．懲戒の処分をした弁護士会　東京弁護士会
2．懲戒を受けた弁護士
氏　　名　齋藤　敏博
登録番号　19274
事務所　東京都文京区湯島３―32―２湯島恩田ビル
齋藤敏博法律事務所
3．懲戒の処分の内容　戒告
4．懲戒の処分が効力を生じた年月日
平成21年７月８日

平成21年７月16日　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20～40歳の女性、所持品は現金、財布、メモ帳、リュックなど

上記の者は平成21年４月17日午後１時39分、石川県白山市八幡町の獅子吼山中にて白骨化状態で発見されたもので、推定死亡日は平成20年８月頃、死因は自殺と推定されます。

身元不明につき火葬に付し、遺骨並びに遺留金品を保管していますので、心当たりの方は、当市障害福祉課まで申し出てください。

平成21年８月４日
石川県　白山市長　角　光雄

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、推定年齢60歳位、坊主頭、身長164㎝、推定体重55kg、痩せ型、ベージュ色長袖シャツにカーキ色長ズボン

上記の者は、平成21年７月３日未明、当市内の飲食店で食べ物を喉に詰まらせ、病院に搬送されたものの、死亡した。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は当市納骨堂に安置しています。心当たりの方は、当市福祉部生活福祉課まで申し出てください。

平成21年８月４日
広島県　福山市長　羽田　皓